農業技能測定試験の実施状況等について

令和5年1月24日 一般社団法人全国農業会議所

1. 令和元年度農業技能測定試験 実施結果

令和元年度は下図の通り、2019年10月のフィリピンを最初に、国内含む5か国で試験を実施し、 総計701名が受験、571名(81.5%)が合格した。

	耕種農業全般			玄臣	產農業全紀	投	合計		
実施国	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
フィリピン 2019年10月〜 2020年3月実施	52	48	92.3%	4	4	100.0%	56	52	92.9%
インドネシア 2020年1月~3月実施	259	238	91.9%	30	30	100.0%	289	268	92.7%
カンボジア 2020年1月~3月実施	212	139	65.6%	12	7	58.3%	224	146	65.2%
ミヤンマー 2020年2月~3月実施	96	72	75.0%	22	20	90.9%	118	92	78.0%
日本国内 2020年3月実施	10	9	90.0%	4	4	100.0%	14	13	92.9%
総計	629	506	80.4%	72	65	90.3%	701	571	81.5%

2. 令和2年度農業技能測定試験 実施結果

令和2年度は下図の通り、2020年6月のカンボジア・日本国内を最初に7か国で試験実施し、総計5,087名が受験、4,490名(88.3%)が合格した。

実施国	耕種農業全般				畜産農業全般		合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
カンボジア 2020年6月~2021年3月	452	340	75.2%	54	44	81.5%	506	384	75.9%
フィリピン 2020年7月~2021年3月	40	35	87.5%	21	20	95.2%	61	55	90.2%
インドネシア 2020年7月~2021年3月	2,611	2,422	92.8%	383	350	91.4%	2,994	2,772	92.6%
タイ 2020年11月~2021年3月	70	48	68.6%	17	14	82.4%	87	62	71.3%
ミャンマー 2021年1月~2021年2月	58	58	100.0%	9	9	100.0%	67	67	100.0%
ネパール 2021年3月	26	25	96.2%	25	24	96.0%	51	49	96.1%
日本国内 2020年6月~2021年3月	996	817	82.0%	325	284	87.4%	1,321	1,101	83.3%
総計	4,253	3,745	88.1%	834	745	89.3%	5,087	4,490	88.3%

※ ミャンマーは政情不安のため、2月試験は2月1日のみ試験開催で以降は非開催

3. 令和3年度農業技能測定試験 実施結果

令和3年度は下図の通り、2021年5月の日本国内を最初に8か国で試験実施中。 総計14,659名が受験、13,246名(90.4%)が合格した。

実施国	耕種農業全般				畜産農業全般		合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
カンボジア 2021年6月~2022年3月	275	209	76.0%	21	20	95.2%	296	229	77.4%
フィリピン 2021年6月~2022年3月	158	131	82.9%	22	21	95.5%	180	152	84.4%
インドネシア 2021年6月~2022年3月	4,108	3,794	92.4%	704	671	95.3%	4,812	4,465	92.8%
タイ 2021年6月~2022年3月	267	225	84.3%	33	30	90.9%	300	258	86.0%
ネパール 2021年8月~2022年3月	514	481	93.6%	175	167	95.4%	689	648	94.0%
モンゴル 2021年8月~2022年3月	74	66	89.2%	17	15	88.2%	91	81	89.0%
ウズベキスタン 2022年3月	47	27	57.4%	17	9	52.9%	64	36	56.3%
日本国内 2021年5月~2022年3月	5,573	4,878	87.5%	2,653	2,499	94.2%	8,227	7,377	89.7%
総計	11,016	9,811	89.1%	3,642	3,432	94.2%	14,659	13,246	90.4%

- ※1 ミャンマーは政情不安のため、令和3年度は非開催
- ※2 ウズベキスタンでの試験を3月から開始

4. 令和4年度農業技能測定試験 実施結果(令和4年12月末時点)

令和4年度は下図の通り、2022年5月の日本国内を最初に11か国で試験実施中。令和4年12月末時点で、総計17,585名が受験、12,963名(73.7%)が合格。

実施国	耕種農業全般				畜産農業全般		合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
カンボジア(6月~)	801	580	72.4%	102	87	85.3%	903	667	73.9%
フィリピン(6月~)	404	316	78.2%	124	109	87.9%	528	425	80.5%
インドネシア(6月~)	5,824	2,725	46.8%	696	660	94.8%	6520	3385	51.9%
タイ (6月~)	388	328	84.5%	28	21	75.0%	416	349	83.9%
ネパール(6月~)	719	584	81.2%	136	117	86.0%	855	701	82.0%
モンゴル(6月~)	32	24	75.0%	22	20	90.9%	54	44	81.5%
ウズベキスタン(6月~)	16	9	56.3%	15	10	66.7%	31	19	61.3%
スリランカ(7月~)	58	53	91.4%	17	13	76.5%	75	66	88.0%
インド(9月~)	10	10	100.0%	1	1	100.0%	11	11	100.0%
ミャンマー(10月~)	279	274	98.2%	12	10	83.3%	291	284	97.6%
日本国内	5,966	5,202	87.2%	1,935	1,810	93.5%	7901	7012	88.7%
総計	14,497	10,105	69.7%	3,088	2,858	92.6%	17,585	12,963	73.7%

- ※1 ミャンマーは、令和4年10月から再開
- ※2 バングラデシュでの試験を令和5年2月から開始 26

農業現場における現状について

- 1. 技能実習生の現状について (1/6 時点)
- (1) 日本農業法人協会として監理している実習生の状況
 - ア. 実習実施者(受入企業) 64社

イ. 実習生 313名(号数別)

①1号 132名

② 2 号 1 2 4 名

③3号 57名

ウ. 実習生 313名(受入国別)

①インドネシア 137名

②タイ 87名

③ベトナム 60名

④中国 29名

2. 特定技能者の現状について(1/6時点)

日本農業法人協会が登録支援機関として携わっている特定技能者の状況

- ア. 受入企業数 19社
- イ. 特定技能者 37名

①ベトナム 19名

②インドネシア 12名

③中国 6名

3. コロナ禍における農業現場の現状について(1/6時点)

水際対策の入国制限緩和に伴い、現在入国待ちの状況は無くなった。ただし、手続き等の遅延による入国遅れは散見されている。

4. 外国人材の農業現場での現状について

(1) 入国が再開されたことにより、人員的な問題は大幅に改善された。ただし、 入国時期が当初の目論見から大きくずれ込んだ事により、現場教育の混乱(作期が既に終了、繁忙期始まっている等)や卒業生との円滑な引継ぎへの支障は発生している。 (2) 一方で、入国の目途が立たない状態が続いたため、特定技能者を雇用したため、 人員的には過剰な状態が発生した会社もあった。

5. 課題等

(1) コロナ禍の影響で入国遅れが発生したため、既存の技能実習生との雇用サイクルに大幅なズレが生じている。

《新たな実習生の3月入国予定が10月となった。1号の採用枠が一定の為、3月に必要な1号実習生を確保したくとも、期間が被ってしまうことから、採用が不可能となってしまう。そうなると10月に新たな採用することとなり、このズレを補正することが不可能となってしまう。》

(2)人材紹介会社と思われるが、技能実習生への勧誘が活発化しており、今後、 人材の引抜行為へと繋がる恐れがある。

6. 特定技能制度への移行について

技能実習2号終了および3号終了後実習生を特定技能者として、移行を望んでいる 技能実習生は増加傾向にある。技能実習2号終了時に3号よりも特定技能を希望する 声も強まっている。

ただし、受入れ企業側の雇用条件(特に賃金)に関する不安や転職リスクが払拭出来 ていないことから、全てが特定技能に置き換わることはないものと思われる。

また、日本での農業経験が無いものを新規に特定技能として、受け入れることへの 抵抗は依然強くある。

以上

特定技能制度にかかる意見交換資料

令和5年1月 JA全中 営農・担い手支援部

1. 制度面での課題

- ①特定技能外国人にとってホワイトな送出機関・登録支援機関の公表
- ②特定技能制度と労働者派遣制度の齟齬の解消
 - ・抵触日から3年、離職から1年の元雇用主への派遣禁止
 - ・在留資格は上限5年である一方で、同じ派遣先には3年を超えて派遣禁止
- ③異なる人材派遣会社による産地間連携の円滑化 (委託契約を結ぶ等で、それぞれの派遣会社が支援を行えるようにする等) ※現行では、派遣法に基づき事業所・責任者の設置が必要
- ④ 畜産の技能実習を行った者が耕種の特定技能を行う等、技能実習から特定技能への移行時の職種のたすき掛けを可能とする緩和
- < 耕種(技能実習)→畜産(特定技能)/畜産(技能実習)→耕種(技能実習)> 例えば、畜産(酪農)にて牧草栽培を行っていた者であれば、耕種で取り組むこともあり得る。

2. 運用面での課題

- ①賃金格差による競争懸念
- ②失踪対策 (SNS のモニタリングなど不法就労・不法滞在の取り締まり強化/トラブルになりやすい要因分析に基づき日本の労働法制・税制等について分かりやすく解説した資料を国が作成するなど)
- ③賃貸住宅が不足する地域では住居の確保が困難であり、仮に空家住宅があっても 改修コスト負担が課題
- ④待機及び送迎のコスト負担が課題
- ⑤転職にかかる課題
 - ・悪質なブローカーの介入リスクがあり、総合窓口やガイドラインがあると良い
 - ・産地間連携を円滑にするための転職の手続きを整理した手引きがあると良い
 - ・転職により雇用主が負担した費用を分担する仕組みが必要。転職元となった 雇用主は、緊急的に新たな雇用活動にかかるコストが発生するため、現状では 2重の負担となっている。
- ⑥国によって諸ルールが異なるので煩雑
 - ・技能実習から特定技能に切り替える際の推薦状の要否
 - 各国の入国や帰国に関する諸ルールのウェブサイト等での一元化

以上